

2020年度第1回(通算第42回)理事会(通常)議事録

一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2020年5月24日(日) 10時30分～14時15分

2. 場 所：Zoomにより実施

3. 出席者：理事18名中 18名

以下の出席者はWEBシステムZOOMにより参加した。

(代表理事) 浅田正彦

(理事) 石田淳

(理事) 植木俊哉

(理事) 小畑郁

(理事) 兼原敦子

(理事) 酒井啓亘

(理事) 高村ゆかり

(理事) 都留康子

(理事) 中谷和弘

(理事) 道垣内正人

(理事) 西谷祐子

(理事) 西村弓

(理事) 古谷修一

(理事) 真山全

(理事) 濱本正太郎

(理事) 濱本幸也

(理事) 森川幸一

(理事) 山田哲也

(監事) 吾郷眞一

(監事) 佐野寛

(事務局) 新井京、前田直子、加藤陽

4. 議事要旨

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることのできない議長を除く18名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事17の過半数(9名)以上が出席していることが確認された。議長浅田は、本日の理事会は、WEBシステムZOOMを利用して行う旨を述べ、出席者が一同に会するのと同等に適時・的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認の後、理事会の開会を宣し、議事にはいった。

1) 報告事項

1 会員情報ウェブ管理に関する件

森川会員委員会委員長から会員情報のウェブ管理の進捗状況について報告があった。会員名簿の掲載項目についてのアンケートの記入状況をみつつ、適当な段階で名簿の作成を開始するとの説明があった。

2 国際法外交雑誌保管に関する件

高村理事から、国際法外交雑誌の114巻までの在庫の処分が感染症拡大の状況で中断されていることが報告され、さらに114巻以降の雑誌在庫は感染症対策から学会時の対面販売よりも希望者への郵送の方向で検討を進めていることが説明された。

3 富山房インターナショナルとの契約に関する件

植木雑誌編集委員会委員から、当該契約に関する報告がなされた。消費税増税分の増額はあるものの、その他は例年通りであることの説明がなされた。

4 名誉会員・名誉理事に関する件

真山事務局長から、6月の理事会会合において名誉会員および名誉理事が推挙される予定であることが報告された。

5 その他

兼原委員長から、今期の研究大会パネル公募への応募はなく、今期は応募なしとして扱うことが説明された。また、今後のパネル公募の運用については引き続き議論を続ける旨が付け加えられた。

浅田代表理事から、3月22日開催の評議員会において行われた新理事・監事および新評議員の選任について報告がなされた。

2) 議決事項

第1号議案 2020年度第1（通算第23）回評議員会（定時・電磁式）の招集に関する件

浅田代表理事より、定款第19条2項及び第20条1項に基づき、2020年度第1回（通算第23回）評議員会（定時）の開催要領が、資料に基づき説明された。

定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2020年度第1回（通算第23回）評議員会（定時）を以下の要領で招集する。

議決日：2020年6月13日

議案：

第1号 2019年度事業報告・決算の承認に関する件

第2号 2019年度公益目的支出計画実施報告書（案）に関する件

以上

第2号議案 2019年度事業報告（案）・決算（案）に関する件

事業報告につき、まずは真山事務局長より報告があった。例年通りの内容となっている旨の説明があった。次いで決算報告書につき、濱本会計部長より報告があった。決算書作成の作業の委託先が変わったため、項目立てが変更されている箇所があることが説明され、その上で、正味財産が144万円減であること、会員減による収入減が生じていること、助成金によるアジアカップ関係費の増額していることなどが指摘された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2019年度事業報告（案）・決算（案）を原案通り承認し、第1回評議員会（定時）に提出する。

第3号議案 一般財団法人国際法学会年次研究大会（第122年次）に関する件

兼原研究企画委員会委員長から、今次の決定の重要性から、ありうるすべての可能性を検討する必要があるという前提で当該委員会において議論がなされたと説明された。オンライン開催はネット環境の確保、技術的サポートの問題、登録料・傍聴料の徴収、予行演習の必要性があることが指摘され、開催は容易ではないことが説明された。また山田大会運営委員会委員長から、9月の状況が明らかではないこと、今回の会場のキャンセル料は必ずしも高額ではないことが指摘され、また、対面式研究大会の延期という判断は会場予約という観点から不可能であることが説明された。さらに、植木雑誌編集委員会委員長から、研究大会がオンラインで開催された場合は雑誌の編集という観点から問題はないが、開催が中止された場合は120巻以降、特にその1号、2号が問題になるとの指摘があり、その上で、これらの2つの号については、特集号を企画する、未提出原稿の執筆予定者に督促してこれを掲載するなどの方法によって一定の対応が可能であることが説明された。

研究大会不開催により学会費納入との関係で問題とならないかとの疑問も提起されたが、浅田代表理事からは、会費は主に国際法外交雑誌を対象に設定されているため、研究大会の不開催は会費返還の根拠にならないとの指摘がされ、他の理事からも、研究大会参加に際しては参加費を別途納入していることから、大会不開催は会費返還の理由にならないとの発言がなされた。その他にも、コロナ問題が終息した後もソーシャルディスタンスの問題から会場のキャパシティに限界があり、対面開催は無理があるのではないかと指摘や、オンライン開催をするのであればオンライン開催の業者に依頼することは必須であるものの、信頼できる業者を特定するのが現時点では難しいとの指摘もなされた。

浅田代表理事からは、対面式開催は現時点では現実的ではなく、オンライン実施の膨大な負担を考慮するとオンラインでの研究大会という選択肢についても断念するのが望ましいという意見が示された。最終的には、本年度の研究大会についてすでに報告を依頼された会員の期待を維持するという観点から、当該会員の意思を尊重することを前提に、2020年度のプログラムをできる限り2021年度に引き継ぐことで合意された。さらに浅田代表理事から、2020年度大会の中止については報告者に一刻も早く連絡する必要があること、一般会員への周知については国際法学会HPに掲載することが提案され、了承された。

以上について、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された

【議決事項】 2020年度国際法学会年次研究大会（第122年次）は近時の感染症拡大の状況にかんがみて中止とし、2020年度研究大会プログラムは2021年度研究大会に原則的に引き継ぐ。

第4号議案 国際法外交雑誌第118・119巻の編集状況に関する件

植木雑誌編集委員会委員長から、118巻1号から4号まではすでに刊行しており、119巻1号については間もなく刊行予定であること、同2号についても作業が進められていることが報告された。

【議決事項】 なし

第5号議案 小田滋賞に関する件

(1) 2019年度第7回受賞者に関する件

西谷国際関係法教育委員会委員長から、応募が国際公法7件、国際私法2件、国際政治・外交史3件があり、2月の予備審査の結果、国際公法5件、国際私法1件、国際政治・外交史2件を選考委員による審査に委ねた旨、報告があった。その後、浅田代表理事が、選考委員会委員として、薬師寺公夫会員、佐野寛会員、古城佳子会員の3人を選出し、この3名から審査報告書が代表理事宛てに提出され、代表理事がそれをもとに受賞者に関する原案を作成した旨、報告があった。原案は、最優秀賞は該当者なし、優秀賞受賞は2名、奨励賞受賞3名である。

例年通りの表彰式は実施が困難であるため、賞状は郵送で、賞金は振り込みで対処し、委員による講評は書面で行うことも併せて説明された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2019年度第7回小田賞を以下の通り付与する。

最優秀賞 該当者なし

優秀賞 2名

西本 侑一郎（にしもと ゆういちろう）京都大学 法学部3年

「国際司法裁判所における手続的権利の仮保全可能性及び仮保全基準の考察」

研究分野：国際法

小杉 拓己（こすぎ たくみ）

広島市立大学大学院 平和学研究科 平和学専攻 修士課程1年

「クリミア編入の正当性に関する一考察-国際法理論と言語的人権を手掛かりに-」

研究分野：国際政治・外交史

奨励賞 3名

清水 翔（しみず しょう）慶応義塾大学大学院 法務研究科2年

「ICJ 規程 49 条と非証明責任国による証拠提出義務に関する一考察」

研究分野：国際法

古川 祐介（ふるかわ ゆうすけ）京都大学大学院 法学研究科法曹養成専攻3年

「国際特許紛争の統一的解決の可能性」

研究分野：国際私法

柴田 佳祐（しばた けいすけ）

広島大学大学院 社会科学研究科法政システム専攻 博士課程前期2年

「同盟終結理論と近代日本外交-日華共同防敵軍事協定の分析, 1918-1921 年-」

研究分野：国際政治・外交史

(2) 2020年度第8回スケジュールに関する件

西谷国際関係法教育委員会委員長から、第8回の小田賞募集について例年のスケジュールからの変更が提案された。具体的には、授与式については9月の学会で実施することが提案され、それに伴い

応募の締め切りを3月末に変更し受賞者を7月の理事会で決定するというスケジュールの可能性も指摘された。これらの諸点につき次回の理事会で最終決定することが了承された。

【議決事項】なし

第6号議案 2020年度アジアカップ模擬裁判に関する件

小畑理事から、近時の感染症拡大にかんがみて、外務省と協議の上で代表理事の権限により8月のアジアカップは中止になったため、助成金の取り扱いについては会計部と相談しつつ処理を進めているとの報告がなされた。

【議決事項】なし

第7号議案 新入会員の承認に関する件

真山事務局長より説明があり、新入会員6名、退会希望者4名（2019年度末退会希望）の申請を受け付けたこと、また逝去退会者が4名あることの報告があった。5月13日現在で会員は863名（逝去、退会希望者すでに除く）。

また、4年間（2017～2020年度）にわたり会費の納入を滞納している会員12名につき、学会支援機構による月末の学会口座確認時に振り込みがないことが確認されなければ、5月24日を除籍日として、本学会会員規程第7条2項により、除籍することとなった。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（13名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】会員の異動

入会=6名（一般会員=4名、学生会員=2名）

逝去退会会員=4名

退会希望会員=4名

理事会直前の会員数（2020年5月13日）

863名（一般747名、学生72名、名誉38名、特別3名、終身1名、維持2件）

入会申請者理事会承認後会員数

869名（一般会員754名、学生71名、名誉38名、特別3名、終身1名、維持2件）

（会員種別変更：院生より一般会員へ3名）

会費3年以上滞納除籍者リスト（2017～2019年度・2020年5月7日現在）

略

第8号議案 代表理事の選出に関する件

浅田代表理事から、感染症拡大により対面での参集は不可能だが、他方で投票の秘密性を維持する必要があるため、郵便投票による代表理事候補の選出が提案され、それとともに代表理事の選定に関する申し合わせの改正が提案された。具体的手順としては、郵便投票により代表理事候補者を選出し、かかる候補がその後の理事会で決定されること、さらに選挙管理委員会が設置され投票の管理を行うことなどが説明され、了承された。またその後の日程も以下の通りのもので了承された。まず、6月13日に投票用紙を次期理事に郵送し、23日までに到着したものを有効投票として扱

う。6月24日に開票をし、候補者を確定する。過半数を獲得したものがいない場合は、6月25日に再び投票用紙を次期理事に郵送し、7月7日必着で締め切り、7月8日に開票する。第2回の投票時には第1回の結果も次期理事に通知される。第1回投票で決定された場合は、6月27日の14時に開催の理事会で、第2回投票で決定された場合には7月11日の10時に開催の理事会で、それぞれ候補者を決定する。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】「代表理事の選定に関する申し合わせ（改正案）」を以下の通り承認する。次期代表理事候補は、当該改正案に基づき郵便投票で決定する。

代表理事の選定に関する申し合わせ

平成23年10月7日理事会決定

平成28年6月18日理事会改正

令和2年5月24日理事会改正

1. 代表理事の任期が満了し、または代表理事が欠員となったときは、理事会において、理事の中から代表理事を選定する。ただし、役職指定の理事は代表理事の候補者とならない。
2. 代表理事を選定する理事会は、理事の過半数の出席を必要とする。
3. 代表理事を選定する理事会は、前代表理事が議長となり、かつ投票の管理を行う。前代表理事が欠けたときは、前執行理事の中の一名が、これを代理する。
4. 代表理事の選定は、無記名の投票によって行い、理事の過半数の票を得た者を当選者とする。
5. 第一回の投票において、過半数の票を得る者がなかったときは、上位得票者二名について投票を行う。
6. 第二回の投票において、過半数の票を得る者がなかったときには、再度投票を行う。
7. 実会合を開催できない特段の理由がある場合には、9. に従うことを条件として、郵便による投票（以下「郵便投票」という。）を用いて代表理事候補者を選出することができる。この場合、2. の「理事の過半数の出席」は「理事の過半数の投票」に読み替える。
8. 郵便投票を実施する場合には、前代表理事は三名からなる選挙管理委員会を設置し、同委員会が投票の管理を行う。
9. 郵便投票を実施する場合の代表理事の選定は、選挙管理委員会委員長による郵便投票の結果の報告を受けて、理事会が行う。

附則 この申し合わせは、令和2年5月24日から施行する。

第9号議案 その他

(1) 国際法学会2021年度及び2022年度研究大会の会場に関する件

山田大会運営委員会委員長から、2021年研究大会は9月6日から8日までの期間で新潟の朱鷺メッセで開催することが報告され、2022年研究大会は9月5日から7日までの期間に実施することが提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022年研究大会は9月5日から7日までの期間に実施する。

本日のWEBシステムZOOMを用いた理事会は、終始異状なく議題の審議を終了した。